

第17号議案

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開発許可申請等 都市計画法（昭和43年法律第100号） 第29条及び第35条の2並びに<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第12条</u>の規定に基づく許可申請をいう。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 標識の設置は、第6条第1項又は<u>第7条第1項若しくは第3項</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開発許可申請等 都市計画法（昭和43年法律第100号） 第29条及び第35条の2並びに<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第8条</u>の規定に基づく許可申請をいう。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 標識の設置は、第6条第1項又は第7条若しくは第3項第1項</p>

改正後	改正前
に規定する届出前に行い，かつ，当該宅地開発又は当該建築物に関する工事に着手するまで設置しておかなければならない。	に規定する届出前に行い，かつ，当該宅地開発又は当該建築物に関する工事に着手するまで設置しておかなければならない。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

参 照 1

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 宅地造成等規制法の題名及び関係条文の改正に伴い、本条例の用語の定義において同法を引用する規定を整理する。(第2条関係)

改正案	現 行
開発許可申請等 都市計画法第29条及び第35条の2並びに <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の規定</u> に基づく許可申請をいう。	開発許可申請等 都市計画法第29条及び第35条の2並びに <u>宅地造成等規制法第8条の規定</u> に基づく許可申請をいう。

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和5年5月26日

宅地造成及び特定盛土等規制法抜粋（ 部分は令和5年5月26日施行）

（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（第2項から第4項まで省略）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律抜粋

附 則

（経過措置）

第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域（以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日（第3項において「施行日」という。）から起算して2年を経過する日（その日までにこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「新法」という。）第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間（次項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。

（第2項及び第3項省略）